

## 新訂版はしがき

商業法人登記をライフワークと定めて約40年になるが、全国で商業法人登記所が約80庁になるという商業法人登記所の集中化は、司法書士の業務のあり方にかなりの影響を与えるものと考えられる。

筆者は、商業法人登記所の主な機能には、①地域の経済社会における会社法・各種法人法及びこれらの登記に関する相談センターとしての機能と、②会社及び各種法人に関する情報提供センターとしての機能があると考えていた。それ故、商業法人登記所は、各経済圏に対応して配置されていたわけであるが、法務省は、商業法人登記所の①の機能を主として法務局及び地方法務局の本局に集中して、更に機能強化を図ることにした。高度に複雑困難化していく会社法制及び経済界のニーズに的確に対応していくためにはやむを得ない措置であり、そうしなければ法務局自体が生き残れないということであろう。

ところで、商業法人登記所の集中化は、商業法人登記に強い司法書士にとって正にチャンス到来と考える。特に不動産登記所の所在地に事務所を置く司法書士にとっては、司法書士が商業法人登記所の①の機能を代替することになり、登記情報提供サービスの活用と相まって新しいビジネスチャンスが到来するのではなかろうか。筆者は、商業法人登記に強い司法書士とは、「①会社法に関する相談対応力がある。②会社法に関する企画力がある。③会社法に関する文書作成力がある。④商業登記に関連する会社の計算について対応力がある。⑤各種法人の登記について、その概要を理解している。」司法書士と考えているが、率直のところ、

## 2 新訂版はしがき

2万人余のすべての司法書士が商業法人登記に強い司法書士になる必要はないと考える。法務局在職中、筆者が職員に絶えず述べてきたことは、「①専門を持とう！ ②外国語を1か国語マスターしよう！」ということであった。これからは、司法書士も専門を持つ時代と考えるが、たとえ商業法人登記が専門でない司法書士であったとしても、少なくとも司法書士という名刺を持つ以上、「各種法人の登記について、その概要を理解していること」は必須の要件であろう。また、司法書士試験の受験生にとって、法人登記の問題は少なく、しかも限られた法人に関するものであろうが、少なくとも「法人登記の全体像を理解している」ことは必要ではなかろうか。

本書は、登記研究739号から754号にわたって連載した「新・法人登記入門」に加筆し1冊にしたものであるが、題名が示すように、まず、これから法人登記の勉強に着手される方々のために法人登記の概要（全体像）について述べ、次いで、法人登記の中でも比較的件数の多い医療法人、社会福祉法人、特例民法法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人について、登記上の留意点を述べて、商業法人登記に強い司法書士のお役にも立つよう配慮している。その意味では、本書は、法人登記の入門からマスターまでをカバーしていると考える。これから法人登記の勉強に着手される方、法人登記を更に研究される方のお役に立てれば幸甚である。

最後に、本書の発行に際しては、株式会社テイハンの河野重夫社長、河野善次郎氏及び河野潔氏に全面的にご支援をいただいた。ここに記して御礼申し上げる次第である。

平成23年12月吉日

神 崎 満 治 郎

## 法令略語

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律……………法人法
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令……………法人法施行令
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則……………法人法施行規則
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律……………認定法
- 特定非営利活動促進法……………NPO法
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（経過措置）……………整備法
- 商業登記法……………商登法
- 商業登記規則……………商登規
- 商業登記等事務取扱手続準則……………商登準
- 独立行政法人等登記令……………独法令
- 組合等登記令……………組合等令
- 一般社団法人等登記規則……………一般法登規
- 各種法人等登記規則……………各種法登規
- 登録免許税法……………登免税法
- 農業協同組合法……………農協法

## 目 次

## 第 1 編 総 論

第 1 章	法人登記の体系	1
第 1 節	法人登記の意義	1
1	法人登記の意義	1
2	登記の手続からみた法人の種類	1
第 2 節	法人登記の根拠法令	4
	法人の種類別設立根拠法及び登記手続法令一覧表	5
第 3 節	登記事項	28
1	各法人に共通な登記事項	28
2	特定の法人に固有な登記事項	29
第 2 章	登記申請義務	31
第 3 章	法人登記の管轄及び登記官	32
第 4 章	法人登記に関する帳簿とその公開	34
1	備付帳簿	34
2	帳簿の保管等	34
3	帳簿の公開	34
第 5 章	登記申請手続	36
第 1 節	登記申請手続の原則	36
第 1	当事者申請主義	36
第 2	書面主義	36
第 3	郵送等による申請	37
第 2 節	登記申請書	37
第 1	申請書の様式	37

## 2 目 次

第2	申請書の記載文字	37
1	字画明確	37
2	漢数字又はアラビア数字の使用	37
3	文字の訂正	38
第3	記載事項	38
1	申請人の名称及び主たる事務所	38
2	従たる事務所	38
3	代理人の氏名及び住所	38
4	登記の事由	39
5	登記すべき事項	39
6	許可書の到達した年月日	39
7	年月日	39
8	登記所の表示	40
9	添付書類の標目及び通数	40
第4	一括申請	40
<b>第3節</b>	<b>添付書類</b>	<b>41</b>
第1	添付書類の通則	41
1	代理権限を証する書面	41
2	官庁の許可書	42
第2	添付書類の援用	42
第3	添付書類の原本還付	42
<b>第6章</b>	<b>印鑑の提出及び印鑑の証明</b>	<b>44</b>
1	印鑑の提出	44
2	印鑑の証明	45

## 第2編 各 論

<b>第1章</b>	<b>一般社団法人の登記</b>	<b>51</b>
第1節	総 論	51
1	一般社団法人の特色	51
2	一般社団法人と非営利型法人（税法上優遇措置のある法人）	52

3	一般社団法人と税	55
4	一般社団法人の利用に適した事業	56
5	会社を設立するか、一般社団法人を設立するかの検討	58
6	設立後、公益認定を受けた場合のメリット・デメリット	58
<b>第2節</b>	<b>一般社団法人の設立の登記</b>	<b>59</b>
第1	実体上の設立手続	59
1	一般社団法人設立手続の流れ	59
2	社員の資格	59
3	公益認定の手順等	60
4	設立資金等の調達方法	62
5	機関設計	63
6	定款の作成	63
7	公証人による定款の認証	70
第2	設立登記申請手続	70
1	申請期間	70
2	登記の事由	70
3	登記すべき事項	70
4	添付書面	71
5	登録免許税	72
<b>第3節</b>	<b>一般社団法人の役員の変更の登記</b>	<b>72</b>
第1	実体上の手続	72
1	総 説	72
2	理事の変更	73
3	代表理事の変更	79
4	監事の変更	82
5	会計監査人の変更	86
第2	登記申請手続	87
1	登記期間	87
2	登記の事由	87
3	登記すべき事項	87
4	添付書面	88
5	登録免許税	91

## 4 目 次

<b>第4節</b>	<b>その他の変更の登記</b> .....	91
第1	実体上の手続 .....	91
1	総 説 .....	91
2	定款変更の手続 .....	92
3	貸借対照表の電磁的開示のためのURLの設定、変更又は廃止の手続 .....	93
4	役員等の法人に対する責任の免除に関する規定設定上の留意点 .....	93
5	外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定設定上の留意点 .....	94
第2	登記申請手続 .....	95
1	申請人 .....	95
2	申請期間 .....	95
3	登記の事由 .....	95
4	登記すべき事項 .....	96
5	添付書面 .....	98
6	登録免許税 .....	98
<b>第5節</b>	<b>解散及び清算人の登記</b> .....	98
第1	実体上の手続 .....	98
1	解散の事由 .....	98
2	社員総会の決議による解散の手続 .....	99
3	清算一般社団法人の機関 .....	100
4	清算人及び代表清算人 .....	100
第2	登記申請手続 .....	101
1	申請人 .....	101
2	申請期間 .....	101
3	登記の事由 .....	101
4	登記すべき事項 .....	101
5	添付書面 .....	102
6	登録免許税 .....	103
<b>第6節</b>	<b>継続の登記</b> .....	103
第1	実体上の手続 .....	103
第2	登記申請手続 .....	103
1	申請人 .....	103
2	申請期間 .....	103

3	登記の事由	103
4	登記すべき事項	104
5	添付書面	104
6	登録免許税	104
7	印鑑の提出	104
<b>第7節</b>	<b>清算終了の登記</b>	104
1	登記期間	104
2	登記の事由及び登記すべき事項	105
3	添付書面	105
4	登録免許税	105
<b>第2章</b>	<b>一般財団法人の登記</b>	106
<b>第1節</b>	<b>総論</b>	106
1	一般財団法人の意義及び特色	106
2	一般財団法人と非営利型法人（税法上優遇措置のある法人）	107
3	一般財団法人の利用に適した事業	107
<b>第2節</b>	<b>一般財団法人の設立の登記</b>	109
<b>第1</b>	<b>実体上の設立手続</b>	109
1	一般財団法人設立手続の流れ	109
2	設立者	110
3	機関設計	110
4	定款の作成	110
5	公証人による定款の認証	118
<b>第2</b>	<b>設立登記申請手続</b>	118
1	申請期間	118
2	登記の事由	118
3	登記すべき事項	118
4	添付書面	119
5	登録免許税	120
<b>第3節</b>	<b>一般財団法人の役員等の変更の登記</b>	121
<b>第1</b>	<b>実体上の手続</b>	121
1	総説	121
2	評議員の変更	121



## 6 目 次

3	理事の変更	125
4	代表理事の変更	129
5	監事の変更	133
6	会計監査人の変更	136
第2	登記申請手続	138
1	登記期間	138
2	登記の事由	138
3	登記すべき事項	138
4	添付書面	139
5	登録免許税	141
<b>第4節</b>	<b>その他の変更の登記</b>	<b>141</b>
第1	実体上の手続	141
1	総説	141
2	定款変更の手続	142
3	定款変更上の留意点	142
4	貸借対照表の電磁的開示のためのURLの設定、変更又は廃止の場合	144
第2	登記申請手続	145
1	申請人	145
2	申請期間	145
3	登記の事由	145
4	登記すべき事項	146
5	添付書面	147
6	登録免許税	147
<b>第5節</b>	<b>解散及び清算人の登記</b>	<b>148</b>
第1	実体上の手続	148
1	解散の事由	148
2	清算の手続	149
第2	登記申請手続	151
1	申請人	151
2	申請期間	151
3	登記の事由	151
4	登記すべき事項	151

5	添付書面	152
6	登録免許税	153
<b>第6節</b>	<b>継続の登記</b>	153
1	実体上の手続	153
2	登記申請手続	153
<b>第7節</b>	<b>清算終了の登記</b>	154
1	登記期間	155
2	登記の事由及び登記すべき事項	155
3	添付書面	155
4	登録免許税	155
<b>第3章</b>	<b>医療法人・特定非営利活動法人・社会福祉法人等組 合等登記令の適用を受ける法人の登記</b>	156
<b>第1節</b>	<b>総論</b>	156
1	登記の手続が組合等登記令に規定されている法人	156
2	組合等登記令の構成	157
3	添付書面の規定の仕方	158
<b>第2節</b>	<b>医療法人の設立の登記</b>	158
第1	実体上の手続	158
1	医療法人の意義及び設立手続の流れ	158
2	社員	160
3	定款の作成	160
4	都道府県知事に対する認可の申請・認可書の受領	163
第2	登記申請手続	164
1	申請人	164
2	申請期間	164
3	登記の事由	164
4	登記すべき事項	164
5	添付書面	165
6	登録免許税	165
7	モデル定款	165
<b>第3節</b>	<b>代表権を有する者の変更の登記</b>	174
第1	実体上の手続	174

## 8 目 次

1	代表権を有する者に関する登記事項	174
2	代表権を有する者及びその資格	175
3	代表権を有する者の退任の事由	178
4	代表権を有する者の就任	183
第2	登記申請手続	188
1	登記期間	188
2	登記の事由	188
3	登記すべき事項	188
4	添付書面	189
5	登録免許税	191
第4節	その他の登記	192
1	その他の登記の種類	192
2	医療法人の資産の総額の変更の登記	192
第4章	独立行政法人等登記令の適用を受ける法人の登記	194
第1節	総論	194
1	独立行政法人等登記令の適用を受ける法人	194
2	独立行政法人等の登記の種類	197
3	商業登記法の準用	197
第2節	設立の登記	198
1	登記期間	198
2	主たる事務所の所在地における登記事項	198
3	従たる事務所の所在地における登記事項	203
4	添付書面	203
第3節	変更の登記	204
1	変更の登記の種類	204
2	登記期間	204
3	添付書面	204
第4節	代理人の登記	205
1	代理人	205
2	選任の方法	205
3	登記期間及び登記事項	206
4	添付書面	206

第5節	その他の登記	206
1	他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記	206
2	解散の登記	207
3	清算結了の登記	207
第5章	特例民法法人の登記	208
第1節	特例民法法人の取扱い	208
1	公益法人制度改革三法	208
2	特例民法法人	208
第2節	特例民法法人に関する経過措置及び法人法の特則	211
1	特例社団法人関係	211
2	特例財団法人関係	217
第3節	特例社団法人の理事、監事及び代表理事等の変更の登記	223
1	総説	223
2	機関設計	224
3	理事の変更の登記	224
4	監事の変更の登記	228
5	理事会の設置及び代表理事の変更の登記	233
6	会計監査人の設置による変更の登記	236
第4節	特例社団法人のその他の変更の登記	238
1	総説	238
2	定款変更の手続	238
3	登記申請手続	239
第5節	解散及び清算人の登記	241
1	解散の事由	241
2	社員総会の決議による解散の手続	242
3	特例社団法人の清算手続	242
4	清算人	243
5	登記申請手続	244
第6節	清算結了の登記	245
第7節	公益社団法人への移行の登記	246
1	移行の手続	246
2	登記申請手続	247

10	目次	
	3	行政庁及び旧主務官庁への届出等 ……………250
<b>第8節</b>		<b>通常的一般社団法人への移行の登記</b> ……………250
	1	移行の手続 ……………250
	2	登記申請手続 ……………251
	3	行政庁及び旧主務官庁への届出等 ……………254
<b>第9節</b>		<b>特例財団法人の理事，評議員，監事及び代表理事等の変更 の登記</b> ……………254
	1	特例財団法人の機関設計 ……………254
	2	特例財団法人の機関に関する経過措置及び特則 ……………256
	3	機関として理事のみを登記している特例財団法人の理事の変更の 登記 ……………257
	4	定款を変更して，評議員，評議員会，理事会，監事，代表理事及び 会計監査人を置く特例財団法人の機関の変更の登記 ……………260
<b>第10節</b>		<b>特例財団法人のその他の変更の登記</b> ……………266
	1	総説 ……………266
	2	定款変更の手続 ……………266
	3	登記申請手続 ……………267
<b>第11節</b>		<b>特例財団法人の解散及び清算人の登記</b> ……………268
	1	解散の事由 ……………268
	2	特例財団法人の清算手続 ……………269
	3	清算人 ……………270
	4	登記申請手続 ……………270
<b>第12節</b>		<b>特例財団法人の清算終了の登記</b> ……………271
<b>第13節</b>		<b>公益財団法人への移行の登記</b> ……………272
	1	移行の手続 ……………272
	2	登記申請手続 ……………273
	3	行政庁及び旧主務官庁への届出等 ……………275
<b>第14節</b>		<b>通常的一般財団法人への移行の登記</b> ……………276
	1	移行の手続 ……………276
	2	登記申請手続 ……………276
	3	行政庁及び旧主務官庁への届出等 ……………278

<b>第6章 商業登記倶楽部の「実務相談室」から見た法人登記 実務上の諸問題</b> .....	279
<b>第1節 特例民法法人の公益社団・財団法人への移行の登記をめぐる 諸問題</b> .....	279
1 移行認定の日の調整 .....	279
2 移行の期間中に在任する理事又は監事の任期 .....	281
3 移行の登記時に在任する理事又は監事の登記 .....	281
4 移行の登記申請時に任期のある理事又は監事と移行の登記の添付 書面 .....	282
5 特例民法法人の監事が登記事項となる場合 .....	282
6 特例民法法人の代表理事が登記事項となる場合 .....	283
7 旧財団法人の寄付行為に定められている評議員、評議員会、理事会 又は会計監査人を置く旨の定め効力 .....	284
<b>第2節 社会福祉法人の理事の変更の登記をめぐる諸問題</b> .....	285
1 社会福祉法人の理事の登記に関する規律 .....	285
2 社会福祉法人の理事及び理事長の選任の方法 .....	288
3 社会福祉法人の設立当初の理事の変更の登記 .....	292
<b>第3節 医療法人の理事長の重任の登記と医師であることの証明書 等</b> .....	292
1 医師であることの証明書 .....	292
2 理事長の任期の伸長 .....	293
<b>第4節 特定非営利活動法人に関する改正</b> .....	293

### 第3編 法人登記に関する最近の主要先例

1 水産業協同組合法の一部を改正する法律等の施行に伴う登記事務の取 扱いについて（平成10年3月24日民四第575号通知） .....	295
2 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う登記事務の取扱い について（平成12年3月1日民四第544号通達） .....	297
3 独立行政法人通則法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて （平成12年11月6日民四第2518号通達） .....	301
4 税理士法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱い	

## 12 目 次

について（平成14年3月25日民商第716号通知）	304
5 司法書士法の一部改正に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成15年4月1日民商第891号通知）	309
6 医療法人の理事長の就任による変更の登記の申請書に添付すべき書面について（平成15年4月22日民商第1223号通知）	318
7 国立大学法人法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成16年2月27日民商第563号通知）	318
8 公認会計士法の一部改正に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成16年3月17日民商第752号通知）	323
9 地方独立行政法人法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成16年3月22日民商第796号通知）	328
10 私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成17年3月3日民商第496号通知）	333
11 商品取引所法の一部を改正する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（平成17年4月4日民商第945号通知）	341
12 「私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」の一部改正について（平成18年4月3日民商第802号通知）	371
13 社会福祉法人の理事の変更登記申請の受否について（平成19年1月11日民商第31号通知）	374
14 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成19年3月28日民商第782号通知）	375
15 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（平成19年3月30日民商第811号通知）	382
16 証券取引法等の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（平成19年9月20日民商第1964号通達）	387

# 第1編 総論

## 第1章 法人登記の体系

### 第1節 法人登記の意義

#### 1 法人登記の意義

法人登記とは、会社以外の法人に関する登記をいう。会社以外の法人のうち登記を要する法人の種類は、平成23年4月1日現在で約260ある。ちなみに、これらの法人のうち我々の身近かにあるものを登記手続の根拠法令に分けて紹介してみると、(1)独立行政法人国立印刷局，独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人都市再生機構等のような独立行政法人，(2)国立大学法人東京大学，国立大学法人京都大学，大学共同利用機関法人人間文化研究機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速研究機構等のような国立大学法人等，(3)日本放送協会，日本司法支援センター及び日本銀行等のような独立行政法人等登記令別表の名称の欄に掲げる法人，(4)学校法人，社会福祉法人，司法書士会及び土地開発公社等のような組合等登記令別表の名称の欄に掲げる法人，(5)一般社団法人及び一般財団法人のような一般社団法人等，農業協同組合，水産業協同組合及び事業協同組合等のような協同組合，その他宗教法人，労働組合，弁護士会というようになり，これらの法人の組織，名称，事務所，代表者等に関する登記を法人登記というわけである。

#### 2 登記の手続からみた法人の類型

各種法人を登記手続の根拠法令ごとに分類して一覧表にすると以下のとおりである。



登記の手続からみた法人の類型

- 法人類型
- 1 独立行政法人等登記令の適用を受ける法人
    - (1) 独立行政法人（独立行政法人通則法2条1項に規定する102の法人で、登記手続は、独立行政法人等登記令に規定されている。）
    - (2) 国立大学法人等（国立大学法人法2条1項に規定する国立大学法人及び同条3項に規定する大学共同利用機関法人で、登記手続は、独立行政法人等登記令に規定されている。）
    - (3) 独立行政法人等登記令別表の名称の欄に掲げる法人で、登記手続は、独立行政法人等登記令に規定されている。
  - 2 組合等登記令の適用を受ける法人（組合等登記令別表の名称の欄に掲げる法人で、登記手続は組合等登記令に規定されている。）
  - 3 一般社団法人、一般財団法人、農業協同組合、宗教法人等（登記手続が設立根拠法に規定されている法人）
  - 4 労働組合（登記手続が設立根拠法の施行令に定められている法人）
  - 5 弁護士会（登記手続が単独の政令に定められている法人）

法人の分類方法には、いろいろな方法が考えられるが、登記実務の面から見た場合は、主な登記手続の根拠法令ごとに分類する方が理解しやすいように思われる。

以下に若干詳述してみよう。

1 登記手続が、主として独立行政法人等登記令に規定されている法人  
登記手続が、主として独立行政法人等登記令（昭和39年政令28号）に規定されている法人で、これに該当する法人には、次の3種類がある。

- (1) 独立行政法人通則法2条1項に規定する102種類の独立行政法人

(2) 国立大学法人法2条1項に規定する国立大学法人及び同条3項に規定する大学共同利用機関法人等2種類の法人

(3) 独立行政法人等登記令別表の名称の欄に掲げる33種類の独立行政法人

## 2 登記手続が、主として組合等登記令に規定されている法人

登記手続が、主として組合等登記令（昭和39年政令29号）に規定されている法人で、これに該当する法人は、組合等登記令別表の名称の欄に掲げる72種類の法人がある。

## 3 登記手続が、主として設立根拠法に定められている法人

登記手続が、主として、設立根拠法に規定されている法人で、これに該当する法人には、一般社団法人、一般財団法人、金融商品会員制法人、自主規制法人、宗教法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく職員団体（国家公務員職員団体、地方公務員職員団体、混合連合団体）、協業組合、商工組合、商工組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、商品取引所、信用金庫、信用金庫連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、損害保険料率算出団体、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合中央会、輸出組合、輸入組合、輸出水産業組合、労働金庫、労働金庫連合会等49種類の法人がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人については、設立根拠法以外に一般社団法人等登記規則が適用され、その他の法人については、設立根拠法以外に各種法人登記規則が適用されます。

## 4 登記手続が、主として独立した登記令に規定されている法人

登記手続が、主として弁護士会登記令（昭和24年政令321号）に規定されている法人で、これに該当する法人には、弁護士会、日本弁護士会連合会が

#### 4 第1編 総論

ある。

5 登記手続が、主として設立根拠法の施行令に規定されている法人登記手続が、主として労働組合法施行令（昭和24年政令231号）に規定されている法人で、これに該当する法人には、労働組合がある。

### 第2節 法人登記の根拠法令

法人登記の根拠法令には、大別して法人の設立手続、代表者の選任手続等実体上の手続を規定した法人設立の根拠法とその登記手続を規定した手続法令がある。

ところで、商業登記においては、実体上の手続は、主として会社法に規定され（他に会社更生法及び破産法等に若干の例外規定が設けられている。）、登記上の手続は、もっぱら商業登記法及び商業登記規則に規定されている。ところが、法人登記については、実体上の手続は、約260に及ぶそれぞれの法人の設立根拠法に規定されている上、登記の手続についても商業登記法のように法人登記法といったすべての法人の登記手続を規定した法律は、いまだ制定されていない。もっとも、独立行政法人等については、独立行政法人等登記令が、組合等については組合等登記令がある。ここに法人登記のむづかしさがあるわけである。と言うのは、例えば、司法書士がある法人の代理人として申請書を作成し登記の申請をする場合、または登記官等が当該登記の申請書を調査する場合には、まず当該法人の実体手続がいかなる法律に規定され、登記の申請手続がいかなる法令に規定されているかということを知らなければならないからである。法人登記には、法人登記独特の規定があって商業登記法の類推によっては正しい登記をすることは困難である。

そこで、参考までに、正しい法人登記の手続を理解するため、次に各法人ごとに法人登記の根拠法令を掲記してみよう。

なお、一般社団法人等登記規則（平成10年法務省令48号）は、一般社団法人及び一般財団法人の登記手続に、各種法人登記規則（昭和39年法務省令46号）は、会社、一般社団法人及び一般財団法人、投資法人、特定目的会社を

除くその他の法人ならびに外国会社を除くその他の外国法人の登記手続に適用され、商業登記等事務取扱手続準則（これは、法令ではなく平成17年3月2日民事甲第500号民事局長通達です。）は、その性質に反しない限り、法人に関する登記事務の取扱いに準用されることになっている（同準則82条）。

### 法人の種類別設立根拠法及び登記手続法令一覧表

（平成23年12月1日現在）

法人名	設立根拠法 (実体法令)	登記手続法令	備考
一般社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号）（以下「法人法」という。）	法人法（平成18年法律48号） 一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令48号）	以下労働災害防止団体までの法人の登記事項、登記期間及び登記手続は、すべて組合等登記令に規定されている。これらの法人を「組合等」という（組合等登記令1条）。
一般財団法人			
公益社団法人			
公益財団法人			
委託者保護会員制法人	商品取引所法（昭和25年法律239号）	組合等登記令（昭和39年政令29号） 各種法人等登記規則（昭和39年法務省令46号）	
医療法人	医療法（昭和23年法律205号）		
貸金業協会	貸金業法（昭和58年法律32号）		
学校法人	私立学校法（昭和24年法律270号）		
私立学校法64条4項の法人			
監査法人	公認会計士法（昭和23年法律103号）		
管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律69号）		
団地管理組合法人			
行政書士会	行政書士法（昭和26年法律4号）		
日本行政書士会連合会			
行政書士法人	行政書士法（昭和26年法律4号）		
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和39年法律158号）		
漁業共済組合連合会			